

診療・加算についてのお知らせ

・医療情報取得加算

ア、当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。

イ、当院を受診した患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療をおこないます。

・情報通信機器を用いた診療

オンライン診療の初診では向精神薬の処方はいません。

・医療 DX 推進体制整備加算

ア、医師等が診療を実施する診察室等で、オンライン資格確認等システムで取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

イ、マイナ保険証の利用促進等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

ウ、電子処方箋の発行・電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施しています。

・明細書発行体制等加算

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。

明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出ください。

当該加算は診療明細書を発行できる体制を評価したものであり、診療明細書を患者様が受取りを拒否しても算定されます。

・外来後発医薬品使用体制加算

ア、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

イ、処方変更の体制に関して適切な対応ができる体制を整備しています。

ウ、医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があります。

エ、変更する場合には患者様に十分に説明いたします。

・一般名処方加算

以下の内容を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明いたします。

ア、医薬品の供給状況

イ、令和6年（2024年）10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等

・長期収載品の処方等

令和6年（2024年）10月より長期収載品の選定療養が開始されます。

一部先発医薬品を希望した場合に自己負担が発生します。

後発医薬品の上市後5年以上経過したもの又は後発医薬品の置換率が50%以上となったものを対象に該当先発医薬品と後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の3までを保険給付の対象とし、残り4分の1（+消費税）が選定療養費負担割合となり患者様に自己負担が発生します。

院外・院内処方共に患者様希望により長期収載品を希望された場合対象となります。

後発医薬品の在庫不足や医師の指示で先発医薬品処方となる場合は対象外です。

・生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）

高血圧症・脂質異常症・糖尿病に関して療養指導に同意した患者様が対象

厚生労働省は令和6年（2024年）6月1日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患療養管理料』から個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へと移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、厚労省の指針通り、高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様は『生活習慣病管理料』へと移行します。

この度の改定により患者様には個々に応じた目標設定、血圧、体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ署名を頂く必要があります。

どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

外来診療における標準的な感染防止対策を日常的に講じることが必要となったこと、職員の賃上げを実施すること等の観点から令和6年（2024年）6月1日に外来・在宅ベースアップ評価料が新設され当院も届出を行っております。